

19.省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）による事業の実施状況（処置要求）

資源エネルギー庁

5988万円（指摘金額）

34億2404万円（背景金額）

事業の概要

- ✓ 資源エネルギー庁は、産業部門等の省エネルギーを推進することなどを目的として、民間事業者等が事業主体となって、エネルギー使用合理化の取組等に係る事業（合理化事業）を実施する場合に、事業主体に対して補助事業者（一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I））を通じて補助金を交付
- ✓ 事業主体は、事業実施後1年間に達成される省エネルギー量の計画値（計画量）を計算して、交付申請書等に記載計算に当たってはエネルギー使用の実態とのかい離が生ずることを想定して「裕度」を加味
- ✓ 事業主体は、合理化事業の実施により達成された省エネルギー量の実績値（実績量）を計算し、S I Iに報告その際、状況の変化があった場合には、計画量を計算した際の稼働条件等に合わせて実績値を「補正」
- ✓ 計画量を達成できない場合、事業主体は対策を講じた上で更に1年間の省エネルギー量の実績を報告
- ✓ 事業主体がE M Sを導入するに当たり、事業主体と共同して省エネルギー対策を実施する事業者（エネマネ事業者）と契約期間を3年間以上とするエネルギー管理支援サービス契約を締結して、より効果的な省エネルギー対策（エネマネ対策）を実施する場合には、補助率の上限がより高く設定される

検査の結果

- 186事業を検査したところ、
- ✓ 計画量の達成の根拠とした補正の内容が適切でなく、実績量を正しく計算すると計画量を達成していないなどしていた（3事業）
 - ✓ 補正の内容が適切か確認できず、計画量を達成していたか確認できない状況となっていた（32事業）
 - ✓ エネマネ対策に係る運用改善等が行われていなかった（33事業）

要求する処置

- 資源エネルギー庁において、補助事業者に対して、
- ✓ 実績量を計算する際に適切でないデータを用いて補正を行っていた3事業主体について、改めて省エネルギー量を報告させるなどすることとし、計画を達成できない場合は合理化補助金を返還させることも検討するよう指導等すること
 - ✓ 実績量の計算を適切に行うよう事業主体及びエネマネ事業者に十分周知するよう指導すること
 - ✓ 裕度の内容と補正の内容が実質的に重複することがないように、公募要領等において、取扱いについて定める
 - ✓ 公募要領等において、エネマネ対策としてエネマネ事業者から改善提案を受けて運用改善を行うことの必要性について明確に示すとともに、運用改善の実施内容について事業主体から報告させることとするよう指導すること

19.省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）による事業の実施状況（処置要求）

資源エネルギー庁

5988万円（指摘金額）

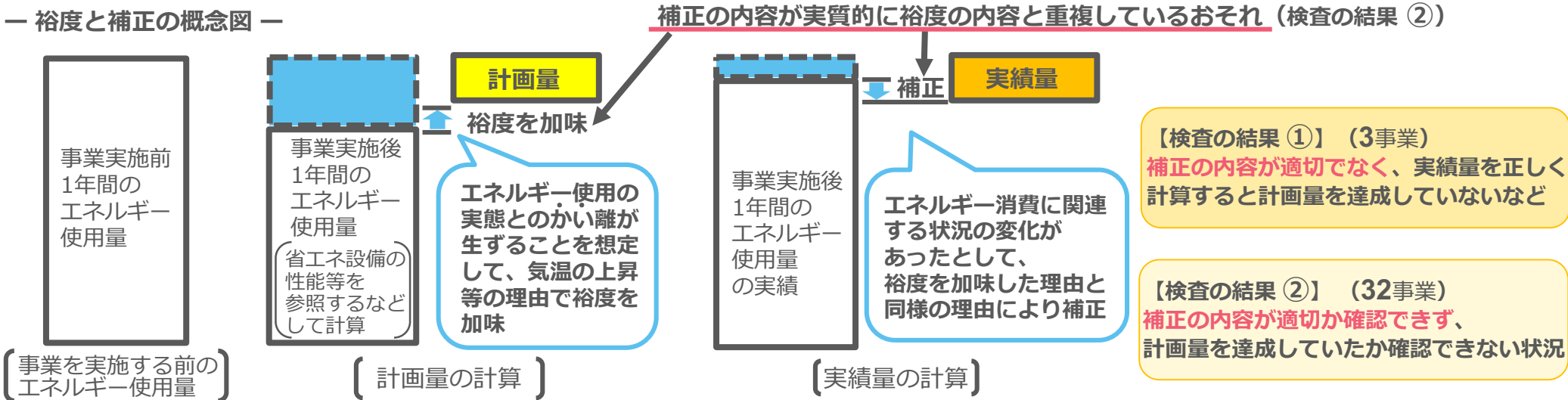
34億2404万円（背景金額）



一 エネルギー使用合理化等事業者支援事業 一

- 民間事業者等が事業主体となって既存の設備から省エネ設備への更新等を実施する場合に、経費の一部の補助が受けられる
- 事業主体は、計画量を達成できない場合、対策を講じた上で更に1年間の省エネルギー量の実績を報告
- 補助事業者は、計画量の達成が困難であると判断した場合、補助金を返還させることがある

一 裕度と補正の概念図 一



一 エネマネ対策 一

- 事業主体が、事業主体と共同して省エネルギー対策を実施する事業者（**エネマネ事業者。省エネルギーの実績を踏まえて、更なる省エネルギー効果が得られるよう追加的な改善提案等を行う。**）と契約期間を3年間以上とするエネルギー管理支援サービス**契約を締結して**、より効果的な省エネルギー**対策（エネマネ対策）を実施**する場合には、補助率の上限がより高く設定される



一 要求する処置（抜粋） 一

資源エネルギー庁において、補助事業者に対して、

- ✓ 実績量を計算する際に適切でないデータを用いて補正を行っていた3事業主体について、改めて省エネルギー量を報告させるなどすることとし、計画を達成できない場合は合理化補助金を返還させることも検討するよう指導等すること
- ✓ 裕度の内容と補正の内容が実質的に重複することがないよう、公募要領等において、取扱いについて定める
- ✓ 公募要領等において、エネマネ対策としてエネマネ事業者から改善提案を受けて運用改善を行うことの必要性について明確に示すなどすること